

会 議 録		令和8年6月5日作成	令和12年3月末日廃棄
会議名	京都府八幡警察署協議会（令和8年度第1回）		
開催日	令和8年6月2日（火曜日）		
時 間	午後1時30分から午後2時40分までの間（70分）		
場 所	京都府八幡警察署		
出席者	石川会長、田中副会長、松浦委員、溝口委員、圓委員、山本委員、崑委員 （欠席者 上村委員、小川委員） 計7人		
	署長、副署長、会計課長、警務課長、生活安全課長、地域課長、刑事課長、 交通課長、警備課長、広聴相談係長 計10人		
諮 問 事 項	1 八幡警察署管内の犯罪の発生状況等について 2 八幡警察署管内の交通事故の発生状況等について		
会 議 内 容	1 会長挨拶司会 会長 2 署長挨拶 3 署員挨拶 4 協議 (1) 諮問事項説明 八幡警察署管内の犯罪の発生状況等について～生活安全課長 【委員】私は郵便局で窓口業務を行っている。特殊詐欺の被害が多く対策が必要との説明で、当局でも八幡署から詐欺被害防止のための警察庁推奨アプリをスマートフォンにインストールする案内のチラシを来客用にいただき、利用者へ配っている。 これまでに配布していただいているチラシは白黒のものであるが、カラー刷りのチラシがあるのなら、インパクトもあり再配布をお願いしたい。 【警察】特殊詐欺被害は依然として多く、新たにカラー刷りのチラシを作成し啓発活動を積極的に実施しているところである。カラー刷りのものを早期に配布させていただくので、今後も特殊詐欺の被害防止に向けた取組に対し御協力をお願いしたい。 (2) 諮問事項説明 八幡警察署管内の交通事故の発生状況等について～交通課長 【委員】自転車の交通違反に対する青切符による取締り方法の説明を受けた。 その中で、危険な行為ですぐに交通違反として取り締まる違反があり、一		

会 議 内 容	方で、違反者に対してまず警告を行い、その警告に従わない場合に取り締りを行うとの説明であるが、違反者が先に警告を受けたということはどのようにして分かるのか伺いたい。 【警察】 警告をして従わない違反者を取り締まるというのは、現場で警察官が違反を現認し、違反者に対して「違反になりますから止めてください。」などと警告するも、その警告に従わずにそのまま違反を継続する場合に違反者として反則告知を行うものである。 例えば、右側通行をしている違反者に対し、「右側通行は止めてください。」と警告をしても、その警告に従わずそのまま右側通行を継続する場合などが該当する。 【委員】 自転車に対する青切符が導入され、これまでどのくらいの反則告知があったのか伺いたい。 【警察】 本件４月中、全国で 2,147件、京都府下では 158件の反則告知が行われている。 今後も、自転車の安全利用に関する啓発活動等を積極的に行いたい。 5 事務連絡 令和８年度第２回京都府八幡警察署協議会は、令和８年９月に開催する予定である。 以上
--------------------	--

第1回京都府八幡警察署協議会の開催状況

